

佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（平成25年佐賀県告示第393号）

佐賀県屋外広告物条例（昭和39年佐賀県条例第43号）第3条から第5条まで、第6条及び第11条の規定に基づき、屋外広告物の禁止区域、禁止物件、許可区域、手数料の減免等を次のとおり指定する。

なお、佐賀県屋外広告物条例に基づく広告物禁止区域等の指定（昭和58年佐賀県告示第361号）は、廃止する。

1 佐賀県屋外広告物条例（以下「条例」という。）第3条第2号の規定により知事が指定するもの

種別	名称	所在地
重要文化財	武雄温泉楼門1棟	武雄市武雄町
特別史跡	基肆（榎）城跡	三養基郡基山町大字小倉
〃	名護屋城跡	唐津市鎮西町名護屋
〃	吉野ヶ里遺跡	神埼市神埼町志波屋及び鶴並びに神埼郡吉野ヶ里町田手及び大曲
史跡	多久聖廟	多久市多久町
〃	安永田遺跡	鳥栖市柚比町字安永田
特別名勝	虹の松原	唐津市東唐津四丁目、鏡及び浜玉町浜崎
天然記念物	川古の楠1株	武雄市若木町
〃	嬉野の大茶樹1株	嬉野市嬉野町大字不動山
〃	有田の公孫樹1株	西松浦郡有田町
〃	普明寺の金木犀1株	鹿島市古枝

2 条例第3条第3号の規定により知事が指定するもの

種別	名称	所在地
佐賀県重要文化財	櫛田宮石造肥前鳥居1基	神埼市神埼町神埼
〃	星巖寺楼門1棟	小城市小城町畑田
〃	有田異人館1棟	西松浦郡有田町
〃	旧三菱合資会社唐津支店本館1棟	唐津市海岸通り

3 条例第3条第5号の規定により知事が指定する区域

玄海国定公園（佐賀県の区域に限る。）

4 条例第3条第6号の規定により知事が指定する区域

- (1) 黒髪山県立自然公園
- (2) 多良岳県立自然公園
- (3) 天山県立自然公園（佐賀市の区域を除く。）
- (4) 八幡岳県立自然公園
- (5) 脊振・北山県立自然公園（佐賀市の区域を除く。）
- (6) 川上・金立県立自然公園（佐賀市の区域を除く。）

5 条例第3条第7号の規定により知事が指定する区域

名称	所在地
祐徳院風致保安林	鹿島市古枝字彦四郎
稲佐神社風致保安林	杵島郡白石町大字辺田字横山
御船山風致保安林	武雄市武雄町大字武雄字尾上

6 条例第3条第8号の規定により知事が指定する区間

道路の種類	路線名	区間
高速自動車国道	九州縦貫自動車道	県内の区間
〃	九州横断自動車道	〃（佐賀市の区間を除く。）
一般国道	西九州自動車道（武雄佐世保道路）	県内の区間

7 条例第3条第9号の規定により知事が指定する区域

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域（佐賀市の区域を除く。）

8 条例第3条第10号の規定により知事が指定する区域

次に掲げる駅前広場及びその敷地から20メートル以内で、当該駅前広場から展望することができる区域

- (1) JR唐津駅前広場
- (2) JR鳥栖駅前広場
- (3) JR伊万里駅前広場
- (4) JR武雄温泉駅前広場

- (5) JR肥前鹿島駅前広場
- (6) JR有田駅前広場
- (7) JR小城駅前広場
- (8) MR伊万里駅前広場

9 条例第3条第12号の規定により知事が指定する区域

次の要件をすべて満たす交差点(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第5号の交差点をいう。)に係る停止線及びその延長線の30メートル外側の線から内側の道路の区域(当該交差点の区域を含む。)並びに当該区域の道路の両端から20メートル以内の区域(佐賀市の区域を除く。)

- (1) 2車線以上の国道が2車線以上の国道若しくは県道と交差し、又は2車線以上の県道が2車線以上の国道若しくは県道と交差していること。
- (2) 信号機があること。

10 条例第5条第3項の規定により知事が指定するもの

常設興業の映画の広告板及び日刊新聞の掲示板(建植又は壁面に取り付けたものに限る。)

11 条例第6条第1項第4号の規定により知事が指定するもの

- (1) 道路上の標識
- (2) 観光又は市町内案内の図板
- (3) 町区又は地区の掲示板
- (4) 防犯灯柱及び街灯柱
- (5) 公園内のベンチ、くずかご及び噴水

12 条例第6条第1項第5号の規定により知事が指定する催し

- (1) 年末又は年始の大売出し
- (2) 中元の大売出し
- (3) メーデー
- (4) 盆踊り
- (5) 各地方に旧来から行われている祭り
- (6) 記念祭
- (7) 入学式、卒業式及び運動会

13 条例第11条第6号の規定により知事が指定するもの

国又は地方公共団体以外の者が、公共的目的をもって自己の住所、事務所、事業所、営業所、作業場又は倉庫に表示する屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗及び立看板等のうち次に掲げるもの

- (1) 交通安全に係るもの
- (2) 子どもの安全確保に係るもの
- (3) 労働安全衛生に係るもの
- (4) 暴力追放運動推進に係るもの